

⚠️ ご注意いただきたいこと

■自動継続制度について

以下の条件をすべて満たすご契約の場合、ご契約者からこの共済を継続しない旨の意思表示がない限り、ご契約は継続前契約と同一の被共済者・共済金額・共済期間などで継続日の共済約款および共済掛金率を適用し自動的に継続されます。

- ご契約の種類が普通傷害共済、農作業中傷害共済、特定農機具傷害共済、就業中傷害共済、交通事故傷害共済または学校管理下外傷害共済であること。
- ご契約に団体特約を付加しないこと。
- 共済期間が1年であること(共済期間1年の共済契約に追加加入される共済期間1年未満のご契約を含みます)。

(ご留意点)

- 共済掛金は、継続日の属する月に払い込むことが原則となりますが、継続日の属する月の翌月初日からその継続日の属する月の翌々月の継続日に相当する日まで払込猶予期間が設定されており、その間に共済掛金を払い込むことも可能です。なお、猶予期間満了日までに共済掛金が払い込まれない場合にはご契約は継続されません。
- ご契約者からのお申出によりご契約を継続させないことができます。
- ご契約内容(共済金額など)を変更する場合は、ご契約を継続させない「翌年度非継続」のお手続きを行った後、新たにご契約のお申込みを行う必要があります。
- ご契約の種類などによっては被共済者や共済期間について、変更して継続することが可能な場合があります。
- 継続日において被共済者の年齢が81歳または100歳となられる場合など、ご契約が自動継続されない場合があります。

■削減払いについて

次の災害によって異常に生じた死亡・入院などの場合、その異常発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、共済金の一部を削減することがあります。

- 戦争その他の変乱による災害
- 地震または噴火による災害
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます)または核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性による災害

■共済金をお支払いできない主な場合について

次の事由によって生じた死亡・入院などに対しては共済金をお支払いできません。なお、詳細は「ご契約のしおり・約款」の「共済金をお支払いできない主な場合」などの項目に記載されておりますので、ご確認ください。

- 被共済者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた災害

- ご契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によって生じた災害
- 被共済者の泥酔もしくは精神障害の状態または闘争もしくは犯罪行為によって、その本人について生じた災害
- 被共済者が法令に規定する運転資格を持たないで自動車等を運転している間にその本人について生じた災害
- 被共済者が法令に規定する酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で自動車等を運転している間にその本人について生じた災害
- 被共済者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーその他の薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間にその本人について生じた災害
- 共済約款に定める危険度が高い職業に従事されている方の場合、その職務遂行中にその本人について生じた災害
- 医学的他覚所見のないむちうち症や、ぎっくり腰など
- 上記のほか、次の事由によって生じた死亡・入院などに対しても共済金をお支払いできません。
- 細菌性、ウイルス性食中毒
- 病気または体質的な要因を有する被共済者が軽微な外因により発症し、またはその症状が増悪した場合

■共済期間

共済期間の設定は、ご契約いただく傷害種類によって異なります。また、実際のご契約の共済期間については、共済契約申込書や共済証書でご確認ください。なお、傷害種類ごとの締結可能な共済期間は、組合にお問い合わせください。

■引受条件に関する事項

ご契約いただく共済金額の設定などについては、次の点にご注意ください。また、実際にご契約いただく場合の共済金額については、共済契約申込書にてご確認ください。

- 部位・症状別治療共済金額は、死亡共済金額との関係で上限が定められています。
- ご契約いただく共済金額は、被共済者の年齢に応じ、加入限度が設定されることがあります。

■満期共済金・割りもどし金

この共済には、満期共済金・割りもどし金はありません。

■解約時の払いもどし金

解約に際しては、ご契約時の条件により、組合の定める取扱いに基づき、まだ到来していない共済期間に対応する共済掛金を払いもどさせていただきます。詳細は組合までお問い合わせください。

ご契約は、組合と全国共済農業協同組合連合会が共同でお引受けいたします。将来、万一組合の経営が困難になった場合は、他の組合と全国共済農業協同組合連合会が共同して、または全国共済農業協同組合連合会が単独でご契約をお引受けすることにより、保障を継続いたします。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

JA共済の資料請求サイト



はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>



本サイトから「ひと・いえ・くるま」各共済の資料請求・掛金試算ができます。

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)
 電話番号：☎0120-536-093
 受付時間：9:00～18:00(月～金曜日) 9:00～17:00(土曜日)
 ※日曜日、祝日および12月29日～1月3日を除きます。
 ※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。
 ※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

ご契約に関するご相談についてはお近くのJAまで

お問い合わせは



ひとの保障

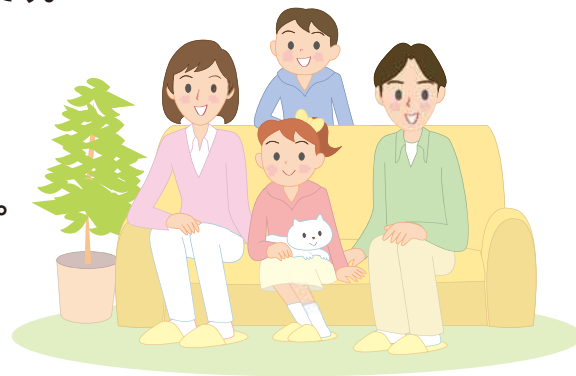
傷害共済

突然の災害による死亡・ケガに備えられる充実のプラン



ライフスタイルにあわせた “安心”が勢揃い。

一日一日を大切に、無事に過ごしたい——誰もが同じ願いです。
しかし、どんなに気をつけていても、
突然身にふりかかる災害や事故は防ぎようがありません。
そんなもしもの場合に備え、あなたの愛するひとや
あなた自身のために、明日への“安心”を考えてみませんか。
JAの「傷害共済」なら、
さまざまなアクシデントに備えられる充実のプランが
あなたの暮らしを頼もしくバックアップします。



傷害共済 3種類の型&4種類のコース

■ 型の種類

傷害共済には、保障範囲の異なる3種類の型がありますので、保障の必要に応じてお選びいただけます。

A型		B型		C型	
死亡	後遺障害	死亡	後遺障害	死亡	後遺障害
部位・症状別治療	重度後遺障害	部位・症状別治療	重度後遺障害	部位・症状別治療	重度後遺障害

※傷害共済の種類によって、選択できる型が限定される場合があります。

■ コースの種類 (この表はA型の例です)

コース	50万円コース (81歳以上の方のみ)	100万円 コース	200万円 コース	400万円 コース
死亡共済金額	50万円	100万円	200万円	400万円
部位・症状別治療共済金額	2,000円	1,000円	2,000円	4,000円

- 50万円コースは普通傷害共済、農作業中傷害共済、就業中傷害共済のみのコースとなり、上記の共済金額が最高限度額となります。
- 400万円コースにご加入いただけない傷害共済もあります。(学校管理下外傷害共済、臨時作業傷害共済)
- 上記コースは例となっておりますので、詳細はJAまでお問い合わせください。

個人加入

被共済者数が、10人未満の場合

集団加入

被共済者数が、10人以上となる場合

団体加入

JAおよびJAに準ずる所定の団体等に所属する方で、被共済者の資格を有する方が全員加入する場合(10人以上)

傷害共済3つのポイント

POINT

① スピーディーに共済金をお支払いします。

ケガで入院・通院された場合、ケガの部位・症状に応じて共済金の額が決まりますので、スピーディーに共済金をお支払いできます。
また、治療または施術を受けている期間中であっても共済金をお受取りになれますので、当座の費用にあてることができます。

POINT

② 10名様以上のご契約は、共済掛金がお得に。

各種サークルや部会などで被共済者数が10名様以上の集団としてご加入(集団加入)されれば、個人加入に比べて共済掛金がお得になります。

POINT

③ 手続きはカンタン。診査は不要です。

傷害共済へご加入の際は、指定医師による診査は必要ありません。
所定の共済契約申込書に簡単な告知をしていただくだけでお申込みいただけますので、手間もかからず、手続きも容易です。

INDEX

- 日常生活全般の不慮の事故に
普通傷害共済 — P3
- 農作業中の事故に
農作業中傷害共済 — P4
- 農機具使用による事故に
特定農機具傷害共済 — P5
- 就業中の事故に
就業中傷害共済 — P6
- 交通事故に
交通事故傷害共済 — P7
- 旅行中の事故に
旅行傷害共済 — P8
- 学校管理下でない間の事故に
学校管理下外傷害共済 — P9
- 臨時作業中の事故に
臨時作業傷害共済 — P9

■ 傷害共済 400万円コース

死亡共済金額400万円、部位・症状別治療共済金額4,000円としてご加入いただいた場合です。

共済金の種類	共済金の支払事由	共済金の額	A型	B型	C型
死亡共済金	死亡のとき 災害にあわれた日以後200日以内に死亡されたとき	死亡共済金額と同額 400万円	○	○	○
後遺障害共済金	後遺障害のとき 災害にあわれた日以後200日以内に所定の後遺障害(第1級～第10級)の状態になられたとき	後遺障害の程度に応じて死亡共済金額の 100%(第1級)～5%(第10級) 400万円 20万円	○	○	—
重度後遺障害費用共済金	重度後遺障害のとき 災害にあわれた日以後200日以内に所定の重度後遺障害(A級・B級)の状態になられたとき	重度後遺障害の程度に応じて死亡共済金額の 20%(A級)または10%(B級) 80万円 40万円	○	○	—
部位・症状別治療共済金	治療または施術を受けたとき 災害にあわれた日以後200日以内に入院をされたとき、または入院をされなかった場合で、5日以上の通院をされたとき	部位・症状別治療共済金額の 5倍～120倍 2万円 48万円	○	—	○
	災害にあわれた日以後200日以内に入院をされなかった場合で、5日未満の通院をされ、治療または施術が完了したとき	部位・症状別治療共済金額の 2倍 8,000円	○	—	○

- 共済金のお支払事由は、いずれも共済期間内に発生した災害を直接の原因とするものに限り、
- 「災害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による被害をいいます。ただし、所定の事故による被害を除きます。
- 1回の事故にかかる死亡共済金と後遺障害共済金の合計額は、死亡共済金額が限度となります。
- 死亡共済金は、死亡の原因となった災害と同一の災害による後遺障害共済金を既に支払ったまたは請求を受けた場合は、死亡共済金の額から既に支払ったまたは請求を受けた額を控除した残額をお支払いします。
- 重度後遺障害費用共済金は、災害にあわれた日以後30日以内に被共済者が死亡された場合にはお支払いしません。
- 「入院」や「通院」には、それぞれ医師または歯科医師による治療の他に、柔道整復師による施術やあんま・マッサージ・指圧師、はり師もしくはきゅう師による施術も対象となる場合があります。

1

傷害共済 日常生活全般の不慮の事故に 普通傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

■ 特長

交通事故をはじめ、日常生活の中における不慮の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

■ 加入限度

年齢によって加入限度があります。個人加入 集団加入

共済金額	加入年齢	0歳～49歳	50歳～69歳	70歳～80歳	81歳～99歳
死亡共済金額		1,000万円	1,000万円	500万円	50万円
部位・症状別治療共済金額		7,500円	5,000円	2,000円	2,000円

● 団体加入の場合は加入限度が異なります。● 上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

共済期間が1か月以下の契約にご加入になる場合で共済期間内に行う行為が所定のスポーツに該当するときは、下表の加入限度があります。
※所定のスポーツ：P.8 旅行傷害共済を参照

共済金額	加入年齢	年齢にかかわらず
死亡共済金額		300万円
部位・症状別治療共済金額		3,000円

次の方はご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

■ 個人加入・集団加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
- イ) 所定の職業に従事する方
- ウ) 共済期間(共済のご契約期間)が1か月以下の契約にご加入になるときで、その間に行う行為が所定の職種の作業内容に該当する方

■ 団体加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
- イ) 所定の職業に従事する方

■ 掛金表

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
1被共済者につき(単位:円)

年齢・級別 被共済者数	0歳～80歳						81歳～99歳
	職業・職種区分						職業・ 職種区分に かかわらず
	1級 農業に従事する者、事務系統の会社員、 主婦・主夫、販売員、バス運転手 など			2級 漁業に従事する者、 土木・建設作業に従事する者 など			
	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース	50万円コース
1人～9人	3,200	6,400	12,800	4,100	8,200	16,400	11,065
10人～99人	3,140	6,280	12,560	4,020	8,040	16,080	10,835
100人～499人	3,070	6,140	12,280	3,940	7,880	15,760	10,630
500人～999人	2,980	5,960	11,920	3,810	7,620	15,240	10,300
1,000人～4,999人	2,880	5,760	11,520	3,690	7,380	14,760	9,965
5,000人～9,999人	2,720	5,440	10,880	3,480	6,960	13,920	9,405
10,000人以上	2,560	5,120	10,240	3,280	6,560	13,120	8,850

● 年齢が70歳～80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が限度額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2020年4月現在)
● 団体加入の場合は共済掛金が異なります。● 職業・職種区分は例となっておりますので、詳細はJAまでお問い合わせください。

2

傷害共済 農作業中の事故に 農作業中傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

■ 特長

本人はもちろん、その親族、雇用した方たちが農作業中の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。なお、記名被共済者限定特約を付加いただくことで、集落営農・農業法人のオペレーターなどの農業従事者を個々に保障することができます。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

■ 加入限度

年齢によって加入限度があります。個人加入 集団加入

共済金額	加入年齢	0歳～69歳	70歳～80歳	81歳～99歳
死亡共済金額		1,000万円	500万円	50万円
部位・症状別治療共済金額		5,000円	2,000円	2,000円

● 団体加入の場合は加入限度が異なります。● 上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

■ 個人加入・集団加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
- イ) 法人の代表者が記名被共済者となる契約*
- ウ) 組合員以外の個人契約*

■ 団体加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
 - イ) 法人の代表者が記名被共済者となる契約*
- *記名被共済者限定特約を付加する場合は除きます。

■ 掛金表

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
1記名被共済者につき(単位:円)

<1農家保障の場合>

コース	記名被共済者数	1人～9人	10人～99人	100人～499人	500人～999人	1,000人以上
		0歳～80歳	100万円コース 4,220	4,130	4,060	3,920
	200万円コース 8,440	8,260	8,120	7,840	7,580	
	400万円コース 16,880	16,520	16,240	15,680	15,160	
81歳～99歳	50万円コース 6,400	6,265	6,155	5,950	5,750	

● 年齢が70歳～80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が限度額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2020年4月現在)
● 団体加入の場合は共済掛金が異なります。

<記名被共済者限定特約を付加する場合>

共済期間1年、
1記名被共済者につき(単位:円)

コース	記名被共済者数	1人～9人	10人～99人	100人～499人	500人～999人	1,000人以上
		0歳～80歳	100万円コース 1,620	1,590	1,550	1,510
	200万円コース 3,240	3,180	3,100	3,020	2,920	
	400万円コース 6,480	6,360	6,200	6,040	5,840	
81歳～99歳	50万円コース 2,280	2,235	2,185	2,120	2,050	

● 年齢が70歳～80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が限度額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2020年4月現在)
● 団体加入の場合は共済掛金が異なります。

農機具使用による事故に 特定農機具傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A型 B型
個人加入 集団加入

■特長

ご契約されたトラクター、脱穀機、コンバインなど農業機械の事故により死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。
(この共済でお引受けできる主な農機具の範囲は、下表のとおりです。)

級別	主な機種名 ※詳細はJAまでお問い合わせください。
1級	発電機、ロータリ(付属機)、田植機、ブロードキャスター(付属機)、乾燥機、精穀(米)機、バインダー、動力噴霧機 など
2級	歩行用トラクター、草刈機、自走式穀類収穫機、脱穀機、もみすり機、自走式動力噴霧機、自走式刈取機、高所作業車 など
3級	乗用トラクター、自走式スピードプレーヤー、自脱型コンバイン、飼料細断機、乗用式穀類収穫機、乗用式刈取機、自走式フォレージハーベスタ、乗用式動力噴霧機、トレンチャー など

■加入限度

加入限度があります。個人加入 集団加入

共済金額	加入年齢	年齢にかかわらず
死亡共済金額		1,000万円
部位・症状別治療共済金額		5,000円

●上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。



■掛金表

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
農機具1台につき(単位:円)

農機具台数	級別	農機具区分								
		1級			2級			3級		
		100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース
1台~9台		32	64	128	90	180	360	294	588	1,176
10台~99台		32	64	128	88	176	352	288	576	1,152
100台~499台		31	62	124	87	174	348	282	564	1,128
500台~999台		29	58	116	84	168	336	274	548	1,096
1,000台~4,999台		29	58	116	81	162	324	264	528	1,056
5,000台~9,999台		28	56	112	76	152	304	250	500	1,000
10,000台以上		26	52	104	72	144	288	235	470	940

(2020年4月現在)

就業中の事故に 就業中傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

■特長

会社・団体の職員が、就業中におきた事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。また、0歳から99歳までご加入いただけます。

■加入限度

年齢によって加入限度があります。個人加入 集団加入

共済金額	加入年齢	0歳~69歳	70歳~80歳	81歳~99歳
死亡共済金額		1,000万円	500万円	50万円
部位・症状別治療共済金額		5,000円	2,000円	2,000円

●団体加入の場合は加入限度が異なります。●上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

■個人加入・集団加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
- イ) 所定の職業に従事する方

■団体加入の場合

- ア) 年齢が100歳以上の方
- イ) 所定の職業に従事する方

■掛金表

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
1被共済者につき(単位:円)

年齢・級別 被共済者数	0歳~80歳						81歳~99歳	
	職業・職種区分						職業・職種区分	
	1級			2級			1級	2級
	事務系統の会社員、 バス運転手 など			漁業に従事する者、 土木・建設作業に従事する者 など			事務系統の 会社員、 バス運転手 など	漁業に従事する者、 土木・建設作業に 従事する者 など
	100万円 コース	200万円 コース	400万円 コース	100万円 コース	200万円 コース	400万円 コース	50万円コース	
1人~9人	650	1,300	2,600	1,490	2,980	5,960	880	1,930
10人~99人	630	1,260	2,520	1,460	2,920	5,840	855	1,885
100人~499人	630	1,260	2,520	1,430	2,860	5,720	855	1,855
500人~999人	600	1,200	2,400	1,380	2,760	5,520	810	1,785
1,000人~4,999人	580	1,160	2,320	1,340	2,680	5,360	785	1,735
5,000人~9,999人	550	1,100	2,200	1,270	2,540	5,080	740	1,640
10,000人以上	520	1,040	2,080	1,190	2,380	4,760	710	1,540

●年齢が70歳~80歳の方は、部位・症状別治療共済金額が限度額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2020年4月現在)
●団体加入の場合は共済掛金が異なります。●職業・職種区分は例となっておりますので、詳細はJAまでお問い合わせください。

5 交通事故に 交通事故傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)

A型 B型 C型
個人加入 集団加入 団体加入

■ 特長

自動車・バイク・自転車・電車・飛行機・船などの事故はもちろん、道路通行中のがけ崩れ・火災・爆発で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。

■ 加入限度

年齢によって加入限度があります。個人加入 集団加入

共済金額	加入年齢	0歳～49歳	50歳～69歳	70歳以上
死亡共済金額		1,000万円	1,000万円	500万円
部位・症状別治療共済金額		7,500円	5,000円	2,000円

● 団体加入の場合は加入限度が異なります。● 上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。

※詳細はJAまでお問い合わせください。

ハイヤーもしくはタクシー等の運転を職務とする方



■ 掛金表

コース別共済掛金 A型 C型 個人加入 集団加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

共済期間1年、
1被共済者につき(単位:円)

型別	被共済者数	被共済者数								
		1人～9人	10人～99人	100人～499人	500人～999人	1,000人～4,999人	5,000人～9,999人	10,000人～29,999人	30,000人～49,999人	50,000人以上
A型	100万円コース	690	670	660	640	620	580	550	530	520
	200万円コース	1,380	1,340	1,320	1,280	1,240	1,160	1,100	1,060	1,040
	400万円コース	2,760	2,680	2,640	2,560	2,480	2,320	2,200	2,120	2,080
C型	100万円コース	630	610	610	590	570	530	510	490	470
	200万円コース	1,260	1,220	1,220	1,180	1,140	1,060	1,020	980	940
	400万円コース	2,520	2,440	2,440	2,360	2,280	2,120	2,040	1,960	1,880

● 年齢が70歳以上の方は、部位・症状別治療共済金額が限度額を超えてしまうため、400万円コースにはご加入いただけません。(2020年4月現在)
● C型については、死亡・部位・症状別治療のみの保障となります。● 団体加入の場合は共済掛金が異なります。

6 旅行中の事故に 旅行傷害共済

A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

■ 特長

日本国内における旅行中の事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。日帰り旅行のご契約もできます。

■ 加入限度

加入限度があります。

共済金額	加入形態	個人加入		集団加入 団体加入
		被共済者数	加入年齢	
死亡共済金額	被共済者数5人以下	0歳～14歳	15歳～	被共済者数6人以上
		1,000万円	3,000万円	
部位・症状別治療共済金額		5,000円		

● 上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の旅行のときはご加入いただけません。※詳細はJAまでお問い合わせください。

ア) 所定のスポーツ(注)を行うことがある旅行
イ) 国外旅行
ウ) 旅行の行程の一部(往路もしくは復路のみの片道旅行など)

(注) 所定のスポーツとは、次のものをいいます。
山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

■ 掛金表

コース別共済掛金 A型 個人加入 集団加入 団体加入

※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。

1被共済者につき(単位:円)

被共済者数	2泊3日まで			4泊5日まで			7泊8日まで		
	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース
1人～9人	19	38	76	25	50	100	38	76	152
10人～99人	18	36	72	24	48	96	36	72	144
100人～499人	17	34	68	22	44	88	35	70	140
500人～999人	16	32	64	22	44	88	32	64	128
1,000人以上	16	32	64	20	40	80	30	60	120

被共済者数	15泊16日まで			21泊22日まで			1か月まで		
	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース	100万円コース	200万円コース	400万円コース
1人～9人	54	108	216	69	138	276	107	214	428
10人～99人	51	102	204	66	132	264	102	204	408
100人～499人	49	98	196	63	126	252	96	192	384
500人～999人	46	92	184	58	116	232	91	182	364
1,000人以上	43	86	172	55	110	220	85	170	340

(2020年4月現在)

7 傷害共済

学校管理下でない間の事故に 学校管理下外傷害共済

自動継続制度
(個人加入・集団加入のみ)
A型 B型
個人加入 集団加入 団体加入

特長

幼稚園・保育園・小学校・中学校へ通う園児・児童・生徒が、幼稚園・保育園・小学校・中学校の管理下でない間に事故で死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。

掛金表

コース別共済掛金	A型	個人加入	集団加入	団体加入
※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。 ※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。				
共済期間1年、1被共済者につき(単位:円)				
100万円コース	200万円コース			
869	1,738			
(2020年4月現在)				

加入限度

加入限度があります。

個人加入 集団加入 団体加入

共済金額	加入年齢	年齢にかかわらず
死亡共済金額	300万円	
部位・症状別治療共済金額	3,000円	

●上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。
※詳細はJAまでお問い合わせください。
お申込み当時、1か月以上の長期欠席をしている方
(個人加入・集団加入のみ)

8 傷害共済

臨時作業中の事故に 臨時作業傷害共済

A型 B型
団体加入

特長

市町村あるいはJAなどの共同作業に従事する方、または短期的に雇用される方が、その作業に従事している間に事故により死亡されたり、負傷されたりしたときに共済金をお支払いします。

加入限度

加入限度があります。 団体加入

共済金額	加入年齢	年齢にかかわらず
死亡共済金額	300万円	
部位・症状別治療共済金額	3,000円	

●上表の他に、傷害共済には通算加入限度があります。

次の方はご加入いただけません。
※詳細はJAまでお問い合わせください。
所定の作業内容に従事する方

掛金表

コース別共済掛金 A型 団体加入 ※各コースの共済金額については、P.1の「コースの種類」の表をご参照ください。
※B型の共済掛金については、JAまでお問い合わせください。 1被共済者につき(単位:円)

被共済者数	級別	作業内容区分											
		1級						2級					
		農耕作業、各種製品の販売 など						漁業、土木・建設作業 など					
作業日数	1日	3日まで	7日まで	15日まで	30日まで	60日まで	1日	3日まで	7日まで	15日まで	30日まで	60日まで	
10人 ~99人	100万円コース	62	99	145	207	413	620	124	199	289	413	826	1,240
	200万円コース	124	198	290	414	826	1,240	248	398	578	826	1,652	2,480
100人 ~499人	100万円コース	59	94	137	196	392	590	118	188	275	393	786	1,180
	200万円コース	118	188	274	392	784	1,180	236	376	550	786	1,572	2,360
500人 ~999人	100万円コース	55	88	129	184	366	550	111	178	258	369	738	1,110
	200万円コース	110	176	258	368	732	1,100	222	356	516	738	1,476	2,220
1,000人 以上	100万円コース	52	83	121	173	346	520	105	168	244	349	698	1,050
	200万円コース	104	166	242	346	692	1,040	210	336	488	698	1,396	2,100

●被共済者数は、1日あたりの平均被共済者数をいいます。●作業内容区分は例となっておりますので、詳細はJAまでお問い合わせください。(2020年4月現在)

部位・症状別支払倍率表について

部位	症状											
	骨折または脱臼	打撲、擦過傷、挫傷または捻挫	熱傷	欠損または切断	挫創、切創または挫滅創	神経の損傷または断裂	脊髄の損傷または断裂	筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂	頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫(いずれも皮下を除く)	臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴うもの)または眼球の損傷もしくは破裂	臓器の損傷もしくは破裂(手術を伴わないもの)	その他
頭部	65	5	10	—	15	120	—	—	120	—	—	10
眼球および歯牙を除く顔部	30	5	10	20	15	40	—	—	—	—	—	10
眼球(視神経を含む)	—	—	—	—	—	60	—	—	30	60	—	10
歯牙	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—	10
頸部	80	5	10	—	10	40	120	—	—	—	—	10
腹部または胸部	35	5	10	—	15	—	—	65	—	90	55	10
背部、腰部またはでん部	60	5	10	—	15	40	120	65	—	—	—	10
手指を除く上肢	35	5	5	100	10	40	—	35	—	—	—	10
手指	20	5	5	20	10	30	—	35	—	—	—	10
足指を除く下肢	65	5	5	100	10	40	—	40	—	—	—	15
足指	25	5	5	30	10	30	—	30	—	—	—	15
全身	85	15	35	—	35	—	—	—	—	—	—	15

- (注1)「全身」とは、同一の症状につき、以下の(1)から(6)までのうち3以上にわたるものをいいます。
(1)頭部、(2)顔部(眼球、歯牙を含みます)、(3)頸部、(4)胸部、腹部、背部、腰部またはでん部、(5)上肢(手指を含みます)、(6)下肢(足指を含みます)
(注2) 共済約款に規定する「災害」に該当する場合であって、その被害が不慮の中毒によるときの支払倍率は、部位にかかわらず、5倍とします。
(注3)「挫傷」とは、打撃・衝突等外部からの衝撃作用により、皮下組織等に生ずる開放創にならない程度の損傷をいいます。「擦過傷」とは、外部からの衝撃作用により、表皮が剥離し、真皮を露出した程度の損傷をいいます。一方、「挫創、切創または挫滅創」とは、外部からの衝撃作用により生ずる開放創を伴う損傷をいいます。
(注4)「筋の損傷もしくは断裂または腱の損傷もしくは断裂」には、靭帯の損傷または断裂を含みます。
(注5)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除等の操作を加える観血手術(抜釘術(医療を目的として挿入した異物の除去を含みます)、ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます)をいいます。ただし、内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる胸・腹部臓器手術は非観血手術の場合であっても、「手術」として扱います。なお、診断または検査(生検または腹腔鏡検査等)のための手術等は「手術」には含まれません。
(注6) 顔面頭蓋の骨折の場合、部位は「眼球および歯牙を除く顔部」に該当するものとします。

部位・症状別治療共済金のお支払い例 (共済約款に規定する支払事由に該当されたときに限り、共済金をお支払いします。)

- 例1 自転車接触事故により、腕を打撲し、20日間通院したとき (部位は「手指を除く上肢」、症状は「打撲」に該当した場合) ▶ 部位・症状別治療共済金額の5倍の共済金をお支払いします。
例2 階段から転落し、足を骨折して1か月入院したとき (部位は「足指を除く下肢」、症状は「骨折」に該当した場合) ▶ 部位・症状別治療共済金額の65倍の共済金をお支払いします。

※既に存在していた体質的な要因や病気の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する共済金をお支払いしますが、骨折の場合には、骨粗しょう症等の既存疾病の影響が寄与しているときでも部位・症状別治療共済金を減額せずにお支払いします。ただし、急激かつ偶発的な外来の事故によらない軽微な外因による骨折の場合(例えば、寝返りをうったら骨折した場合、歩いていただけで骨が折れた場合など)には、共済金をお支払いできません。

主な共済用語のご説明

- 加入年齢**—— 共済期間の初日における満年齢で計算します。(例)36歳8か月の被共済者の加入年齢は36歳となります。
共済金—— 被共済者が所定の支払事由に該当されたときに、お支払いするお金のことです。
共済掛金—— 共済契約の保障に対して共済契約者からお払込みいただくお金のことです。
共済契約者—— 組合と共済契約を締結され、ご契約上の権利(契約内容変更等の請求権など)と義務(共済掛金支払義務など)を有する方をいいます。
共済期間—— 保障が行われる期間(組合がその期間に災害が生じた場合にお支払いの責任を持つ期間)のことです。
被共済者—— その方の生死などに関して共済金が支払われることとなる方をいいます。